

「この一票 輝く未来の 奈良のため」

## 奈良県知事選挙・奈良県議会議員選挙

投票日 4月10日(日)

奈良県知事選挙は3月24日、奈良県議会議員選挙は4月1日に告示され、両選挙とも4月10日に投票が行われます。選挙のルールを守り、すすんで投票に参加しましょう。

### 投票できる人は

日本国籍を有する人で、つぎの2つの要件を満たし、本町の選挙人名簿に登録されている人です。ただし、公職選挙法の規定により選挙権のない人は投票できません。

平成3年4月11日以前に生まれた人

平成22年12月31日以前に転入届けをされ、引き続き3ヶ月以上住民基本台帳に登録されている人

投票日の前日までに県外へ転出した人は投票できません。

(奈良県知事選挙)

| 届出の別             | 届出の日                 | 投票場所・選挙権の有無          |                |            | 備考                         |
|------------------|----------------------|----------------------|----------------|------------|----------------------------|
|                  |                      | 新住所地で<br>投票できる       | 前住所地で<br>投票できる | 投票でき<br>ない |                            |
| 転入届<br>をされ<br>た方 | 県外から<br>転入           | 22.12.23 以前に<br>転入届  |                |            |                            |
|                  |                      | 22.12.24～31 に<br>転入届 |                |            | 23.3.31 以後に投票<br>する場合に限ります |
|                  |                      | 23.1.1 以後に転入<br>届    |                |            |                            |
|                  | 県内の他<br>の市町村<br>から転入 | 22.12.23 以前に<br>転入届  |                |            |                            |
|                  |                      | 22.12.24～31 に<br>転入届 |                |            | 23.3.31 以後に投票<br>する場合に限ります |
|                  |                      | 23.1.1 以後に転入<br>届    |                |            | 市町村が交付する居<br>住証明書類が必要      |

|          |             |                                       |  |  |  |                        |
|----------|-------------|---------------------------------------|--|--|--|------------------------|
| 転出届をされた方 | 県外転出        | 23.4.9 以前に転出                          |  |  |  | 期日前投票ができる場合があります       |
|          | 県内の他の市町村へ転出 | 22.12.23 以前に転入届                       |  |  |  |                        |
|          |             | 22.12.24～31 に転入届                      |  |  |  | 23.3.31 以後に投票する場合があります |
|          |             | 23.1.1 以後に転入届                         |  |  |  | 市町村が交付する居住証明書が必要       |
| 転居届をされた方 |             | 選挙管理委員会にお問い合わせのうえ、該当の投票所に行って投票してください。 |  |  |  |                        |

23.3.30 までは、前住所地で期日前投票ができる場合があります。この場合、新住所地では投票できません。

( 奈良県議会議員選挙 )

| 届出の別     |              | 届出の日                                  | 投票場所・選挙権の有無 |            |        | 備 考              |
|----------|--------------|---------------------------------------|-------------|------------|--------|------------------|
|          |              |                                       | 新住所地で投票できる  | 前住所地で投票できる | 投票できない |                  |
| 転入届をされた方 | 県外から転入       | 22.12.31 以前に転入届                       |             |            |        |                  |
|          |              | 23.1.1 以後に転入届                         |             |            |        |                  |
|          | 県内の他の市町村から転入 | 22.12.31 以前に転入届                       |             |            |        |                  |
|          |              | 23.1.1 以後に転入届                         |             |            |        | 新住所地市町村の居住証明書が必要 |
| 転出届をされた方 | 県外転出         | 23.4.9 以前に転出                          |             |            |        | 期日前投票ができる場合があります |
|          | 県内の他の市町村へ転出  | 22.12.31 以前に転入届                       |             |            |        |                  |
|          |              | 23.1.1 以後に転入届                         |             |            |        | 新住所地市町村の居住証明書が必要 |
| 転居届をされた方 |              | 選挙管理委員会にお問い合わせのうえ、該当の投票所に行って投票してください。 |             |            |        |                  |

**注 意**

平成 23 年 1 月 1 日以後、県内の市町村間で住所を異動( 1 回に限られます。)

された方は、前住所地で投票を行うこととなります。ただし、前住所地で選挙人名簿に登録されていることが必要です。

また、その際は、市町村の住民課（又は市民課）が交付する居住証明書類（引き続き県内に住所を有する旨の証明書）を提示しなければ投票できません。

したがって、投票日まで市町村の住民課（又は市民課）に申し出て居住証明書類の交付を受けておいてください。

居住証明書類の交付時間帯等は、市町村の住民課（又は市民課）へおたずねください。

なお、期日前投票及び不在者投票を行う際にも居住証明書類の提示が必要です。

その他詳しいことは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### 選挙公報の配布

候補者の政見などを知っていただく参考として、選挙公報を投票日の2日前までにお届けします。もし、お手元に届かないときは、選挙管理委員会へお問い合わせください。

#### 選挙の主な日程

| 選挙の種類          | 奈良県知事選挙                           | 奈良県議会議員選挙 |
|----------------|-----------------------------------|-----------|
| 選挙期日の告示        | 3月24日                             | 4月1日      |
| 期日前投票<br>不在者投票 | 3月25日～4月9日                        | 4月2日～4月9日 |
|                | 役場1階ロビー<br>午前8時30分～午後8時00分（土・日含む） |           |
| 入場券の郵送         | 4月1日 開始                           |           |
| 投票             | 4月10日 午前7時00分～午後8時00分<br>各投票所     |           |
| 開票             | 4月10日 午後9時00分～<br>役場庁舎西館3階集会室     |           |

### 投票所入場券

投票所入場券は、4月1日から上牧町の選挙人名簿に登録されている人に郵送します。

投票日には、投票所入場券でご自分の投票所を確認したうえ、その投票所へ投票所入場券を持参してください。

なお、投票所入場券は、投票所での受付などの手続きを滞らさないための整理券の役目やお知らせを兼ねているものです。投票所入場券が何らかの事情でお手元に届かなかった人でも、上牧町の選挙人名簿に登録されている人であれば投票できます。(ご自分の投票所で投票所入場券が届かなかった旨、申し出てください。)

### 代理投票は申し出を

身体が不自由などのため、投票所で投票用紙に候補者の氏名を記入できない人は、投票所の投票管理者又は事務従事者(係員)に申し出てください。投票のお手伝いをします。

### 投票日に都合が悪い人は期日前投票を

|          |                               |                  |
|----------|-------------------------------|------------------|
| 期 間      | 奈良県知事選挙                       | 3月25日(金)～4月9日(土) |
|          | 奈良県議会議員選挙                     | 4月2日(土)～4月9日(土)  |
| 時 間      | 午前8時30分～午後8時00分(土・日含む)        |                  |
| 場 所      | 役場1階ロビー                       |                  |
| 持参いただくもの | 投票所入場券(すでにお手元に届いている場合)        |                  |
|          | <u>投票所入場券が届いていなくても投票できます。</u> |                  |

### 病院・施設での投票

指定病院など(病院・保健施設・老人ホーム・保護施設等)に入院、収容中の人は、それぞれの施設で不在者投票ができますので、施設の長に申し出てください。

### 郵便等による不在者投票

つぎの人は郵便等により不在者投票をすることができます。

介護保険の被保険者証をお持ちの人で、要介護5の記載がある人  
身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの人で、一定の要件に該当する人

投票に先立ち「郵便等投票証明書」の交付が必要ですので、詳しくは選挙管理委員会までお問い合わせください。

## 各投票区の投票所

| 投票区       | 区 域         | 投票所施設名      |
|-----------|-------------|-------------|
| 第 1 投票区   | 南上牧・プレア-パ`ン | 南上牧公民館      |
| 第 2 投票区   | 北上牧         | 上牧町立文化館     |
| 第 3 投票区   | 下牧・ゆりが丘     | 下牧文化会館      |
| 第 4 投票区   | 新町          | 新町第 1 公民館   |
| 第 5 投票区   | 三軒屋         | 三軒屋公民館      |
| 第 6 投票区   | 五軒屋・葛城台     | 葛城台公民館      |
| 第 7 投票区   | 服部台・滝川台     | 服部老人憩の家     |
| 第 8 投票区   | 片岡台 3 丁目    | 片岡台団地集会所    |
| 第 9 投票区   | 松里園         | 松里園公民館      |
| 第 1 0 投票区 | 米山台         | 米山台公民館      |
| 第 1 1 投票区 | 金富・梅ヶ丘      | 金富公民館       |
| 第 1 2 投票区 | 桜ヶ丘         | 桜ヶ丘老人憩の家    |
| 第 1 3 投票区 | 片岡台 1 丁目    | 片岡台 1 丁目公民館 |
| 第 1 4 投票区 | 片岡台 2 丁目    | 片岡台 2 丁目公民館 |
| 第 1 5 投票区 | 友が丘・緑ヶ丘     | 友が丘公民館      |

## お問い合わせ

上牧町選挙管理委員会（役場総務課内）

電話 0745 - 76 - 1001（内線 208）